

船橋市職員の旧姓使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般職の職員（臨時的任用職員を除く。以下「職員」という。）の個性が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍上の氏を改めた後、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(旧姓を使用することができる文書等)

第2条 旧姓を使用することができる文書等は、法律等に抵触するおそれがなく、かつ、公務の正常な運営を妨げるおそれがないと認められる文書等であって、次に掲げるものとする。

- (1) 対外的にも使用されるが、職員の氏名が記載されているのみで、特別な法律関係を生じさせるおそれのない文書等
- (2) 専ら組織内部及び職員間で使用される文書等で、容易に職員の同一性を確認できるもの
- (3) 職員の権利又は義務に係る文書等で、容易に職員の同一性を確認できるもの
- (4) その他、当該文書等を所管する所属長等が妥当と認める文書等

(旧姓使用の承認の申請)

第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、任命権者の承認を受けなければならない。

- 2 職員は、前項の承認を受けようとするときは、船橋市職員服務規程（昭和57年船橋市訓令第18号）第5条に規定する氏名の変更に係る履歴事項変更届と共に旧姓使用承認申請書（第1号様式）を所属長を経て、人事主管の課長（以下「課長」という。）に提出しなければならない。
- 3 新たに採用された職員が第1項の承認を受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、採用の日以降速やかに旧姓使用承認申請書を所属長を経て、課長に提出しなければならない。

（旧姓使用の承認等）

第4条 任命権者は、前条第2項又は第3項の旧姓使用承認申請書の提出があった場合において、公務の正常な運営を妨げるおそれがあると認められるときを除き、旧姓の使用を承認するものとする。

2 任命権者は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、その旨を旧姓使用承認通知書（第2号様式）により、所属長を経て当該承認を受けた職員（以下「旧姓使用者」という。）に通知するとともに、旧姓使用者台帳（第3号様式）に記録するものとする。

（旧姓使用の承認の取消し）

第5条 任命権者は、前条の規定により旧姓の使用を承認した後において、当該旧姓使用者の旧姓の使用が、公務の正常な運営を妨げるおそれがあると認められる場合には、当該旧姓使用者に係る旧姓の使用の承認を取り消すことができる。

2 任命権者は、前項の規定により旧姓の使用の承認を取り消したときは、旧姓使用取消通知書（第4号様式）により、公務の正常な運営を妨げるおそれがあると認められる事由を付して、所属長を経て当該旧姓使用者に通知するとともに、旧姓使用者台帳に記録するものとする。

3 第1項の規定により、旧姓の使用の承認が取り消された旧姓使用者は、第2項の事由が消滅した場合には、再度、旧姓の使用の承認を申請することができる。

4 前項に規定する申請については、第3条第3項及び前条の規定を準用する。

（旧姓使用の中止）

第6条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、中止しようとする日の2週間前までに、旧姓使用中止届（第5号様式）を所属長を経て課長に提出しなければならない。

2 任命権者は、前項の規定による届け出があった場合には、旧姓使用者台帳に記録するものとする。

（旧姓使用の承認申請の制限）

第7条 前条第1項の規定により旧姓の使用の中止を届け出た職員は、特段の事情なく再び旧姓の使用の承認を申請することができない。

(異動が生じた場合の旧姓使用承認等の取扱い)

第8条 旧姓使用者は、同一任命権者の所属間で異動が生じた場合には、速やかに新しい所属長に旧姓使用承認通知書を提示しなければならない。

2 旧姓使用者が異なる任命権者の所属間で異動が生じた場合には、当該旧姓使用者の旧姓の使用の承認は、取り消されたものとみなす。

(旧姓使用者等の責務)

第9条 旧姓使用者は、旧姓の使用に当たって、常に市民、他の職員等に誤解及び混乱を生じさせないように努めなければならない。

2 旧姓使用者は、旧姓を使用することができる文書等については、統一して旧姓を使用しなければならない。

3 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用と公務の正常な運営が図られるよう努めなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員のうち旧姓を使用しようとするものは、平成14年5月31日までに、所属長を経て、課長に旧姓使用承認申請書を提出するものとする。

3 当分の間、電子計算組織等による処理の変更を伴う文書等は、旧姓を使用しないものとする。

(第1号様式)

旧姓使用承認申請書

年 月 日

任命権者様

所 属
職 名
氏 名 印
(戸籍上の氏名)

私は、下記のとおり旧姓を使用したいので、船橋市職員の旧姓使用に関する取扱要綱の規定に基づき申請します。

記

1 使用したい旧姓^{ふりがな}

2 戸籍上の氏の変更年月日 年 月 日

3 旧姓使用の申請事由

婚姻等による場合 (第3条第2項)

新たに任用された場合 (第3条第3項)

承認を取り消された事由が消滅した場合 (第5条第3項)

(消滅した事由)

所属長確認印

所属長確認印

(第2号様式)

旧姓使用承認通知書

年 月 日

様

任命権者 印

年 月 日付けで申請のあった旧姓の使用については、下記のとおり承認したので通知します。

なお、船橋市職員の旧姓使用に関する取扱要綱第9条第2項の規定により、旧姓を使用することができる文書等については、統一して旧姓を使用して下さい。

記

1 使用する旧姓^{ふりがな}

2 使用開始年月日 年 月 日

※電算計算組織等による処理の変更を伴う文書等は事務処理上、使用開始年月日以降も戸籍上の氏で書類が作成される場合がありますが、ご了承願います。

(第3号様式)

旧姓使用者台帳

氏名： _____

整理番号： _____

職員CD： _____

氏名	戸籍上		旧姓	異動歴		承認年月日	取消年月日	中止年月日	備考
	氏名	氏名の変更年月日		異動年月日	異動所				
		(年 月 日)			(年 月 日)	(年 月 日)	(年 月 日)	(年 月 日)	

※ 要綱第5条により旧姓の使用を取消した場合には備考欄にその事由を記載すること。

(第4号様式)

旧姓使用取消通知書

年 月 日

様

任命権者 印

年 月 日付けで承認した旧姓の使用については、下記の事由により公務の正常な運営を妨げるので、船橋市職員の旧姓使用に関する要綱第5条第2項の規定により、承認を取消すことを通知します。

記

1 使用している旧姓ふりがな

2 使用開始年月日 年 月 日

3 承認を取消す事由

(第5号様式)

旧 姓 使 用 中 止 届

年 月 日

任 命 権 者 様

所 属

職 名

氏 名

印

(旧姓使用の氏名)

私は、下記のとおり旧姓の使用を中止したいので、船橋市職員の旧姓使用に関する取扱要綱第6条第1項の規定により届け出します。

記

1 使用を中止したい旧姓^{ふりがな}

2 戸籍上の氏^{ふりがな}

3 使用を中止する日 年 月 日

所属長確認印

所属長確認印